

令和4年10月13日

[要綱第36号]

石川町お試し移住に係るレンタカー・タクシー利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、本町への移住・定住の促進を目的に、町内の視察等を行う県外在住者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福島県外に住所がある者
- (2) 町との面談等の実施により、別に定める移住相談票及びこれに類するものを作成し提出を行った者
- (3) 本町に移住・定住する意志のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本町を訪れた者
 - ア 町内で住居、仕事、子どもの就園・就学先等を探す活動
 - イ 町の移住相談窓口における移住相談
 - ウ 町内で実施されている各種体験活動等に参加する活動
 - エ 移住に向けた準備として、本町の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が特に必要と認める活動
- (4) 世帯員全員が石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等との関係を有していないこと。
- (5) 地方公共団体、その他公的支援機関又は町内企業等から本補助金と同様の助成を別途受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が利用した次のいずれかの経費とし、併給することはできない。

- (1) 本町滞在中に利用したレンタカーの借上げ料。ただし、燃料費を除く。
- (2) 本町滞在中に利用したタクシーの運賃

(補助金の額等)

第4条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて算定した額以内とする。ただし、1日あたり5千円を上限とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 本補助金の交付は、同一の世帯に対し、同一会計年度につき最大10日間分とする。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、レンタカー借上げ後又はタクシー利用後1月を経過する日までと、事業が完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、石川町お試し移住に係るレンタカー・タクシー利用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて 町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所地が福島県外であることが確認できる書類の写し
- (2) レンタカー借上げに係る領収書の写し又はタクシー利用に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付額を決定し、石川町お試し移住に係るレンタカー・タクシー利用補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告については、第5条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。